

## ファミリー層向け県北地方周遊パンフレット作成業務委託仕様書（案）

### 1 本仕様書の目的

本仕様書は、委託者（福島県）が受託者に委託する標記事業について必要な事項を定めたものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

### 2 業務名

ファミリー層向け県北地方周遊パンフレット作成業務

### 3 業務の目的

感染症対策面からの安全・安心の確保が求められる現状を踏まえ、近場で行楽やレジャーを楽しもうとする福島県県北地方及び近隣エリア在住のファミリー層に向け、身近な地域を周遊し、地域の観光資源等の魅力を発見（再発見）できるようなモデルコース等を紹介するパンフレットを作成することにより、県北地方を巡る契機を創出することを目的とする。

※ 県北地方：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

### 4 委託業務期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

### 5 委託業務内容

上記3の目的を達成するためのパンフレットの作成及び配送。

#### (1) 基本方針

以下の基本方針を踏まえて、作成すること。

- ① 新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響下においても活用できるように、感染症対策面からの安全・安心に配慮した内容とすること。
- ② メインターゲットは、低年齢（小学校低学年くらいまで）の子どものいる子育て世帯とする。そのため、内容は、ファミリー層に興味や関心を持たせられるものとし、県北地方の周遊のきっかけになるよう工夫すること。
- ③ 有名な観光スポットの紹介だけでなく、地域の魅力の発見につながるような、周辺地域を含めたその土地ならではの情報をわかりやすく盛り込むこと。
- ④ 通年で活用できる内容とし、特定の季節や期間に限定した情報だけに偏らないようにすること。また、アフターコロナにおいても活用できる内容とすること。
- ⑤ 写真やイラストを多用して、「行ってみたい」という意欲をかき立てる工夫を凝らすこと。
- ⑥ 気軽に負担感なく活用されるよう、無料（又は安価）で利用できるスポットや施設等の情報を積極的に紹介すること。
- ⑦ 紹介するスポットや施設等については、営業時間や駐車場の有無等の最新の施設

情報を可能な限りわかりやすく掲載すること。なお、施設情報には、低年齢の子どもがいる世帯が必要とする情報（おむつ替えスペース、子ども用トイレ、授乳スペースの有無等）を含めること。

- ⑧ 飲食店情報を紹介する場合は、原則として、道の駅や、運営に公共的機関が携わっている施設等を選定すること。

## （２）パンフレット等の作成

### ① 企画・作成

パンフレットの作成に必要な企画、取材、撮影、記事編集、デザイン、構成、印刷等の業務を行うこととし、掲載する写真については、原則として、受託者が収集・保持しているものを使用すること。

### ② パンフレットの名称

受託者からの提案とし、協議の上、決定する。

### ③ 掲載内容

#### ア 必須事項

パンフレットには、下記イ～エの記事を掲載するものとする。ただし、次に掲げる施設等に関する情報は、いずれかの記事で必ず紹介すること。また、県北地方の各市町村の情報をバランスよく記載すること。

- ・ 「道の駅」 ※道の駅がない市町村にあっては「直売所」とする。
- ・ 「屋内遊び場」
- ・ 「公園」 ※総合公園、大型遊具やアスレチックのある遊び場等を含む。

#### イ 県北地方の紹介等

福島県における県北地方の位置や構成する8市町村の情報について紹介すること。

#### ウ モデルコースの紹介

- ・ 日帰り～半日程度の所要時間設定で、県北地方を周遊するモデルコースを5プラン以上作成し、紹介すること。各モデルコースのスタート地点とゴール地点は、受託者において任意に設定するものとし、自宅等からスタート地点へ行くまでの時間と、ゴール地点から自宅等に戻る時間は、モデルコースの所要時間に含まない。
- ・ 原則として、いずれかのモデルコースに県北地方の各市町村が1回以上登場するようにすること。（移動による単なる通過は回数に含まない。）
- ・ モデルコースごとにテーマを設定すること。
- ・ モデルコースごとに子ども目線と大人目線でのそれぞれの興味関心ポイントを盛り込むこと。

（例）子ども目線でのポイント：外で思い切り遊ぶ、自然とふれあう 等

大人目線でのポイント：運動不足解消、癒やされる 等

- ・ モデルコースのうち一つは、自動車を使用しないプラン（公共交通機関と徒歩等によるプラン）とすること。
- ・ モデルコースのうち一つは、温泉に関連する体験（日帰り温泉、足湯、温泉街散

策、特産品作り体験等)が登場するプランとすること。

・モデルコースのほか、当該モデルコースの周辺情報や関連するトピックス等の情報を合わせて紹介すること。

※ モデルコースはあくまでも周遊の一例として紹介するものであり、当該周辺情報を活用することにより、状況や好みに合わせて自分でコースをアレンジできるようにすること。

#### エ 特集記事

・ファミリーで楽しめる県北地方ならではの体験情報・施設情報等を特集記事として掲載することとし、内容については提案によるものとする。

(例) 自然体験・アクティビティ特集、文化施設特集、ワークショップ特集 等

・特集記事の記事数は問わない。また、「ア 必須事項」に掲げた「道の駅」「屋内遊び場」「公園」についての情報を当該特集記事とすることも可とする。

#### オ マップ

・上記ウ及びエの情報を落とし込んだ県北地方の折りたたみマップをパンフレットに綴じ込むこと。

・マップは両面刷りとし、片面は、県北地方全体の地図情報(以下「全体地図」という。)とすること。もう片面には、全体地図からモデルコースのルートピックアップした地図情報を載せること。

・全体地図のカバー範囲は、東北中央自動車道の福島～米沢間の開通、相馬福島道路の全線開通を踏まえ、山形県置賜地方や相馬市・南相馬市からの来訪ルートも含めるものとする。

・マップはハンドブックから切り離した単体としても活用できるよう、必要な情報を盛り込むこと。

・マップは四つ折りとし、折りたたんだ状態にしたときに何のマップかわかるよう、表面にマップのタイトル等が見えるようなデザインにすること。

#### ④ パンフレットの基本構成

パンフレットの基本構成は次のとおりとするが、仕様書の内容を満たしていれば、提案により基本構成の組み替えやページ数の変更をできるものとする。

・基本構成

1 P	表紙
2～3 P	県北地方の紹介、目次
4～5 P	モデルコース①
6～7 P	モデルコース①の詳細、補足、周辺情報、関連トピックス等
8～9 P	モデルコース②
10～11 P	モデルコース②の詳細、補足、周辺情報、関連トピックス等
12～13 P	モデルコース③
14～15 P	モデルコース③の詳細、補足、周辺情報、関連トピックス等
16～17 P	モデルコース④

18～19P	モデルコース④の詳細、補足、周辺情報、関連トピックス等
20～21P	モデルコース⑤
22～23P	モデルコース⑤の詳細、補足、周辺情報、関連トピックス等
24～31P	特集記事（県北地方ならではの体験情報等）
	折りたたみマップ（綴じ込み）
32P	裏表紙

## ⑤ 規格

### ア パンフレット

- ・サイズ：A 5 版
- ・紙質：コート紙 90 kg以上
- ・ページ数：32ページ程度（表紙・裏表紙を含む）
- ・印刷：フルカラー両面
- ・製本方法：中綴じ

### イ マップ

- ・サイズ：B 4 版（四つ折り）
- ・紙質：コート紙 90 kg以上
- ・印刷：フルカラー両面

## ⑥ 作成部数

### ア パンフレット

35,000部

### イ マップ

5,000部

※ パンフレットに綴じ込むマップと同じものを、パンフレット分35,000部とは別に作成すること。

## ⑦ 校正

完成版の印刷・製本前に委託者による校正を2回以上行うものとする。

## (3) パンフレットの配送

### ① パンフレットの封入・発送

- ・作成したパンフレットについて、委託者が別途作成する発送計画に基づき、封入から発送まで行うこと。
- ・発送にあたっては、委託者が別途作成する送付文を印刷の上、パンフレットと合わせて封入すること。

### ② パンフレットの発送予定箇所及び予定数

現時点での発送予定箇所及び予定数は以下のとおりであるが、最終的な送付先及び送付部数は委託者において決定し、別途指示する。

- ・市町村役場（10市町村）4,000部
- ・保育所（72箇所）7,200部

- ・子育て支援センター（37箇所）7,400部
- ・子どもの屋内遊び場（20箇所）4,000部
- ・道の駅（9箇所）1,800部
- ・パンフレット掲載施設 5,000部
- ・福島県相双地方振興局 200部
- ・福島県県北地方振興局 5,400部

③ マップの納品先

パンフレット綴じ込みとは別に作成するマップ5,000部については、すべて県北地方振興局に納品すること。

(4) パンフレットの電子版の作成

県ホームページ等に掲載するためのパンフレットの電子データ版を作成すること。

(5) その他

- ・上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組がある場合は、提案すること。
- ・委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

6 成果品

実績報告書に以下を添付の上、成果品として提出すること。

- ・印刷・製本したパンフレット及びマップ
- ・パンフレット及びマップの版下データ（PDF及び再編可能なデータ）
- ・本業務により撮影及び入手した画像データ

※ 本業務に基づく創作物の著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。

7 その他の提出書類

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務終了後に速やかに提出するもの

- ・業務完了報告書
- ・その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

8 総括責任者

本業務に当たって十分な知識を有する者を総括責任者として定めること。

9 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受託者は、委託者との間で本業務を実施するために必要な打ち合わせを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、逐次、委託者に報告すること。なお、委託

者は本業務の実施のために必要な協力をする。

- (3) 本業務により制作される成果物の著作権は委託者に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、委託者が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、委託者の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。